

女性活躍推進法に基づく認定制度について (えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)

認定制度

職場における女性の活躍を推進する「女性活躍推進法」に基づき、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定の段階は、「女性の職業生活における活躍状況に関する実績に係る基準」を満たした数に応じて3段階あります。「女性の職業生活における活躍状況に関する実績に係る基準」は、①採用 ②継続就業 ③労働時間等の働き方 ④管理職比率 ⑤多様なキャリアコースの5つの評価項目があります。

令和7年7月末現在、全国で3697社が認定を取得しています。(厚生労働省HPで公表済みの認定数)

「えるぼし」認定マーク

「L」には、Lady (女性)、Labour (働く、取り組む)、Lead (手本) など様々な意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。愛称「えるぼし」には、企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」が込められています。

「えるぼし認定」には、5項目の評価基準のうち、1つ又は2つを満たせば1段階目(1つ星)、3つ又は4つを満たせば2段階目(2つ星)、すべてを満たせば3段階目(3つ星)の認定となります。



1段階目 (1つ星)



2段階目 (2つ星)



3段階目 (3つ星)

「プラチナえるぼし」認定マーク



「プラチナえるぼし」は、「えるぼし」認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

令和7年7月末現在、全国で91社が認定を取得しています。(厚生労働省HPで公表済の認定数)

なお、徳島県内での認定企業はありません。



データの詳細は「女性の活躍推進企業データベース」をご覧ください。

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb>

